

い事情でございますが、今後この見返り資金をどういうぐあいに運営されて行くのかという問題であります。それはアメリカに対する援助資金の返済という問題にからみまして、この見返り資金自体を返済のために運用されるのか。それともその返済は別個に一般会計から、つまり国民の税金から返済する方針を持つておられるのか。その見返り資金をどういうぐあいに援助資金の返済と見合ひしまして、返済されて行く方針を持つておられるのか。その点大蔵大臣にお伺いしたいと思います。

○池田国務大臣 たいま際委員より、占領治下においては見返り資金の運用について、司令部の指示を受けるのもやむを得なかつたという言葉を聞いて、今まではよほど考え方がお違ひになつたのに驚いたのであります。が、今後は見返り資金の運用につきましても、日本政府独自の考えで行くつもりであります。そうしてこの見返り資金が主として民間に投資せられましたが、これが直接債務とつながるわけではな。これは従来も国会で答弁してありまして、別個の問題であるのであります。対日援助をどういうふうにして返すかという問題は、われわれがたび／＼申し上げております。また債務と心得ておられるわけですが、国の法律的、予算的債務にはなつておりません。従ひまして今後折衝の上でだけものをどういうふうにして支払うかという問題は、見返り資金の貸付先の問題と別個にきめるべき問題と考へております。

○深澤委員 新聞において、すでにアメリカから返済の申入れがあつたように報道されておることを、われ／＼は見ておるのであります。さらにこれに對して大蔵当局といたしまして、この返済の方針がある程度きまつておられるように発表せられておるのであります。一体この二十億ドルに近いところの対日援助に対する返済の方針について、どういふ構想を持つておられるのか。もしも政府の方針がきまつておりましたらば、大蔵大臣からお答え願ひたいと思ひます。

○池田国務大臣 きまつておりません。この問題について大蔵省が発表したこととはございません。

○深澤委員 それから次に、日本開発銀行法の一部改正にも、あらかじめ外資の導入ということが見込まれておる問題につきましても、この外資の導入の問題に當面しては、はなはだ困難の状況に當面しては、われ／＼は聞いておるのであります。政府が借款の供与の問題についても、アメリカと相当交渉されたように新聞には報道されておるが、アメリカの財界におきましては、日本の信用状態というものが對して、必ずしも借款の供与をするというふうな状態でないような報道も行われておるのであります。日本財界はこの外資導入について相当な期待を持つております。政府もこれに對して相当の努力をされておるといふことも、われ／＼は聞いておるのであります。この際大蔵大臣の見解を承りたいと思ひます。

○池田国務大臣 この問題については、各委員会たび／＼申し上げましたが、今の事情から申しまして、民間同士の外資導入あるいは輸出入銀行を通じて借りる分は相当実績があつてお

ります。しかし国際復興開発銀行あるいは政府同士の借款につきましては、たとえは国際通貨基金への加入の問題とか、あるいは今までの外貨債の支払等の問題が前提条件としてありますので、この問題の解決を急いで、それが成功するならば、私は相當の期待が持てることと思つておるのであります。

○深澤委員 新聞に発表されておりますところによれば、日本輕金屬に對しまして、カナダのアルミニウム・リミテッド社が外資を入れるという問題について、大蔵省はこれに反對されておるといふような報道がございますが、この日本輕金屬に對するリミテッド社の外資の導入の問題については、どういふ点を中心にお伺ひしたいと思います。

○池田国務大臣 こまかいいきさつは私は存じませんが、日本輕金屬の外資導入の計画につきましては、まだ十分私には納得できない点がありますので、一應外資委員会の方へは大蔵当局は反對の意思を表明したやうであります。

○深澤委員 それからもう一つ、これはしばしば問題になつておりましたが、今国会において制定されました遺家族等に対する問題であります。これに對する交付公債は大體八百億といふことであります。この現金化の問題が非常に大きな問題になつておりました。たしか大蔵大臣は国民金融公庫の金を運用するといふ御答弁を、予算委員会で行われたやうに聞いておるのであります。この問題を本委員会でも取り上げまして、国民金融公庫の總裁に對しまして御質問いたしましたところ、現在国民金融公庫といたしましては、そ

ういふ余裕がないといふことを明言されております。この公債の現金化の問題については、政府はどのような方針を持つておられますか。その点をひとつお伺ひしたい。

○池田国務大臣 これはたしか八百數十億円の龐大な額でありますから、一時に現金化といふことは考へておりません。原則として一年すえ置き九箇年の償還、こういうことにしておるのであります。国民金融公庫の貸出しの場合には他の方よりも特に優先的と申しますか、特に同情を持つて融資について便宜を与えよう、こう言つておるのであります。何分にも国民金融公庫への出資は、今までの分全部で百億足らずでございますし、しかもその金は相當すでに出ておりますので、国民金融公庫をして今の交付公債の現金化といふことは、なか／＼困難な問題であると思ひます。

○深澤委員 なおもう一つ最後にお聞きしたい点は、御承知のごとく税金問題について、特に申告納税等が非常に停滞しているやうに聞いております。さらに二十三年、四年、五年の滞納税金も相当今問題になつておるのであります。税金問題は、占領下におきまして日本国民が背負いました相当大きな負担であつたのであります。占領の解除と同時に、税批判に對する犯罪等は、恩赦の特典を得たのであります。依然として占領下における重税による滞納等については、何ら容赦ないわけではあります。私は講和発効を機会といたしまして、従来の滞納税金等に對しては何らかの緩和措置を講ずる必要があると考へておるのであります。その点

について大蔵大臣は何らかの方針を持つておられますか。その点をひとつお伺ひしたい。

○池田国務大臣 今回の講和発効に伴ひまして、大赦の規定によつて刑事訴追を受けた人に対しましての大赦をいたしておるのであります。税金の滞納あるいは加算税等につきましては許してはならないのであります。それから昭和二十二、三、四年ごろの滞納につきましても、さきの国会で特別措置を講じまして、一應二、三年の調査期間を置いて、そして徐々に整理して行くといふ建前にいたしました。実情に沿つたやうな租税の徴収方法を考へております。

○深澤委員 刑事訴追を受けたやうな人に対しまして、もちろんそれは税金の免除といふことではないにいたして、その犯罪の恩赦をいたしたのであります。刑事訴追を受けておるやうな者は非常に悪質な者でありまして、そうではなく、税金を納められないやうな事情にある者が実は相当あるのであります。従つて税金を納めるために借金をしているといふやうな事情の者も相当あります。あるいは自殺、発狂等の問題も事実問題として出て来ておりました。こういう問題につきましても、この講和発効を機会といたしまして、従来の滞納税金に對する特別の措置を政府がとるといふことも、また一つの政治であるとは私は考へるのであります。そういうことを大蔵大臣は考へておられるかどうか。その点をひとつお伺ひしたい。

○池田国務大臣 従来議会の協賛を経まして、特別の措置をとりつつあるのであります。それ以上のことは考へ

ておりません。

○佐藤委員長 夏堀源三郎君。

○夏堀委員 きよはは大蔵大臣、外務大臣のお二人がお見えになつております。実は私いろいろなことを御質問申し上げたいと存じて、資料をまとめようと思つておりましたが、きよよう参りまするときよようお二人がお見えになつておりますので、またあとにまわしまするといつになるかわからないし、会期も幾らもありませんので、はなはだ相難なままとりのつかぬことであるとするけれども、大ざつぱなことを二、三点お伺いしたいと思います。

日米経済協力に關連した關稅政策は、アメリカが日本に対して経済的に協力するといふ大きな政策のもとに発表になつております。ただ具体的に、しからばどう持つて来るであろうかという事は、私もまだはつきりわかりません。關稅政策は各国の産業を保護し、及び各国の經濟を調整することにあると私も考へております。ただこの点において、はたしてこの大きな政策がその通り行つておるかどうか。どことなく矛盾した点もあるのじやないかと私は考へるのであります。一例を申し上げると、日米加漁業協定によつて公海の自由が認められて、今後日本漁業が大きく發展するであろう。そうした線に沿つてアメリカが政策上、關稅問題も日米協力の線に沿つて御協力していただくことは、國民としてもたいへん大きな期待を持つてゐる次第であります。ところが實際の面においては、最近——新聞の報道でありますから詳しいことがわかりませんが、まぐろの關稅、これが大分やかましい問題になつて、日本からも

業界の代表が行つて何か折衝したといふことも聞いております。けれどもこれに對しては、何ら効果的にその結論がつかぬかつたのじやないか。その後の情勢は一体どうなつておるのであるか。新聞発表によりますと、國務省と議會の方との意見は若干食い違ひがあるといふようにも考へられるのであります。この内容等について、外務大臣からできるだけの御説明を承りたいのであります。

○岡崎國務大臣 まぐろの關稅は昨午下院を通過しまして上院にまわされて来たのであります。今月の下旬に上院の財政委員會を通りまして、本會議にかけることになつております。但しまだ本會議にいつ上程されるかといふことはきまつておりません。アメリカの国会も大分会期が迫つておりますから、どうなりますかまだはつきりわかりません。その際に國務省のアチソン長官が、まぐろの關稅等については、これは日本の外貨獲得の大きな一つの財源であるから、こういうものに税金をかけることは國務省としては反対であるといふ、かなり強い発言をいたしてあります。強い発言をいたしてありますが、立法院と行政府は日本の場合よりもつとはつきりとアメリカカではわかれております。また立法院の人々が、国内の産業の保護といふことをまず第一に考へるのは自然でありますから、この法案がどうなりましかまだはつきりわかりませんが、通過する場合もあり得ると聞いております。われ／＼の方では、いろいろの實際の事情等を、あるいは民間の専門家を通じ、あるいは政府の意向として、國務省その他の方面にできるだけ

連絡をしておりまして、アチソン國務長官の言明も、おそらくそういうことによつて日本の実情もよくわかつてくれたからではないかと思つております。また上院の委員會の決定を見ますと、賛成と反対がかなり接近しておられまして、非常な多数をもつて可決されたといふわけでもないようでありまして、従つてこれが本會議にかつたときにどうなるかといふと、必ずしも本會議で通過するとも限らないのじやないかと思つております。また本會議で通過された場合にも、政府の態度がアチソン國務長官の言明のようでありますれば、大統領がこれに對してある種の措置を講ずるといふこともあり得るのであります。われ／＼としては、そういう場合に日本の立場をできるだけよく了解してもらつたように、相当努力を續けて來ていような次第であります。

○夏堀委員 ただいまのまぐろの問題はその一例を引いて申し上げたのであります。大きな經濟政策といふ面について申し上げますと、たとえば中共との貿易はアメリカがあまり好まないのではないかとしような感じがいたすのであります。しかし日本とすれば、中共との貿易が——共產主義の国との間には外交機關もありませんので、經濟を積極的に、全面的貿易を持つて行くといふことは不可能ではありまじやうけれども、何かしら、やはり中共に對する貿易がある程度進まなくては、日本の經濟も非常に困難ではないだろうか。いわゆる自立經濟の面において困難ではないだろうかと思つておられるのであります。そこで一例を申し上げたのでありますけれども、アメリカのいわゆる關稅

政策が、このまぐろの問題のようなことを、このままにしておいてもやむを得ないではないかといふようなことに處理いたしますれば、關稅政策において今後はたして日本の自立經濟ができるかどうかといふことが、非常に憂慮される問題であると思つておられます。しかし一方においては關稅政策においてふさがれ、これに對して何か打開策を講じようとしたところで、東西の大市場の中共といふものもふさがれ、東南アジアといふ線もありまじやうけれども、結局大きな線はアジアだから、その中共が最も大きな役割を持つてたいへんかつこうなことであると存じますが、その線はまだ容易ではなない。そういたしますと、やはりアメリカとの經濟協力という線に沿つて、このまぐろのような考へ方で關稅政策全体を見ることがあるかないか、私どもが今ここでそれを論議することは當らないかもしれませんけれども、ある一角からそういうことが行われるといたしますと、その他の商品に對してはできないであろうと思つておられます。それが行われぬと断言することには日米經濟協力という線が關稅政策のその一からくずれるといふことがなればよいが、もしあつてはたいへんだといふようなことで今お伺いした次第です。この問題は今申し上げたやうな事情で非常に大きな問題でありますので、本委員會においても一応どういう取扱ひをすればいいか——これはまぐろだけを上げるか、全体を上げるか、政府の方でも今ある程度の手は打つておられると御説明になりましたが、国会においてもこれに對して、アメリカ政府あるいはその他に對して、適

當にこれを懇請するといふような便法なり、あるいはその他の方法であらの方にお願ひするといふことが、日米經濟協力の線強化する意味において、正しい意見であると思つておられる次第であります。この問題につきましても、きよようは理事の方々もまだお二人お見えになつておりませんので、理事がおそろひになりまじやうなれば、委員長より理事を通じ、そして委員會全体にお諮りになつて、今後の処置に對して、日米經濟協力の線を堅持する意味において、何らかの要請をすることをよろしいではないか、こう考へる次第であります。この処置に對しては、委員長はきよようでなくともよろしいのですから、いづれ最も近いうちに委員會にお諮りになつて、適當な御処置あることを私より申し添えておきます。

な外務大臣にもう一点お伺いいたします。この間は外務大臣にもお伺いしたのですが、時間がありませんのでごく簡単に申し上げたのですが、韓国の在外資産の問題に對して請求権があるといふ言明であり、外務委員會においても、外務大臣からその通りの御答弁があつたように新聞に発表になつておるやうであります。その通りに私も承知してきよようかえないうらうと存じます。台湾の平和條約が締結になり、そしてこれに對するいわゆる民間の資産は、一体これはどう処理されるようなことになつておるか。この点をおきしつかえのない程度において、御説明をお願いいたします。

○岡崎國務大臣 これは原則として、兩國政府間の協議によつて決定す

るといふことになつております。今後いろいろ協議をいたして行くはずでございます。ただし兩國間の主張は、かなり隔たりがあるといふことは当然想像されるのでございまして、現に朝鮮の場合でも、先方は日本に請求権なしといふ建前を強くとつております。従つて協議に入る前に、請求権があるかなきかの根本問題で意見が合わないから、なか／＼協議に入るところまで参らない。やはり非常に気を長くして、よく彼等の事情を話し合つて、これは實際的に解決するように努力する必要があります。こうわれ／＼は考えます。

○夏堀委員 これからの協議によつてとりきめる、こういう御説明でありましたが、いわゆる韓国の場合は請求権ありといふことですが、韓国と同様に台湾の場合も—そういう言葉を使うことは適當であるかどうかはわかりませんが、大体今後の折衝は、そういう方針によつて御折衝になると思ひます。これに対しては過般も申し上げたのですけれども、これまで占領治下において、どちらかといへば遠慮せんければならぬ。そしてアメリカの御意向等も十分に参酌して、行動をしなければならなかつたのであります。

○夏堀委員 ある程度はそういうことも含まねばならぬとは存じますけれども、独立国家となつた今日、今後の折衝の上において國民の言わんとするところ、そしてどう思つてやつてほしいといふところ、それはやはり政府としても相当の意を休して、強腰といへば語弊があるかもしれませぬけれども、結局正当な意見をもつて御折衝にならなければならぬ。外務大臣は、外交政策等についてはいろいろ御意見

も御発表になつておるようですが、これは抽象的であつても、今後の日本の外交を、大きく政治問題等に対して、経済がその根幹をなさなければならぬ。その意味において今申し上げたようなことは、日本の自立経済に大きな影響を及ぼすのでありますから、この点に対しては、特に外務大臣は外交上の面において、正しい意見を強く御発言になり、そして國民の期待に沿うように持つて行つてほしい、こういうことを私は國民の代表として、外務大臣に本日はつきりと申し上げたいのであります。これは私が申し上げたいから、それは適當に御処置になるであらうなこともさつきまぐるの関税と同様に、国会議員の立場において強くこれを強調して、そして今後の折衝について、國民の鞭撻といへばちよつと言葉が強過ぎるかもしれませんが、ちよつと言葉が強調されるかもしれませんが、ちよつと、そういう意味において、外務大臣に一層の御努力をお願いしたいと思ふのであります。外務大臣に対しての質問は時間がないのですから、これで私は打ち切ります。

○佐藤委員長 ちよつと夏堀君に申し上げます。外務大臣は公の用事で時間がないうちございまして、あとの御質問は他日に留保していただきます。きょうはこの程度でお見送りをお願いいたします。大蔵大臣はずつと引續いておいでになりますから、どうぞ……。

○夏堀委員 外務大臣は都合によつて退席されましたので、さつき続きですが、これは今外務大臣が御答弁になりましたのでその通りであらうとは存

じますけれども、結局所管の関税問題でありまして、この日米経済協力の線をその一角からくずすといふようなことは、アメリカの本意でもなからうと存じます。これに対してはこの関税問題に關連して、私大蔵委員長をやつておつた当時、たしか十国会であつたと存じますが、イギリス、フランス、アメリカその他の自由国家の商工会議所の代表の方が十数名見えまして、私に対して、あの関税定率法の実施を延期してほしいという陳情を受けたことがあります。まだ占領治下でありましたけれども、日本の法律に対して、各個々の利害關係に基いてそれを簡単に修正することはどうかと存じました。婉曲にこれをお断りしたことがありました。その際に、あちらの経済人は本國に連絡があつたと見えて、國務省から總司令部に電報があつて、たしか總司令部から政府に何かの申入れがあつたと存じます。但しその延期は向うの申出通りに行かなかつたかもしれませんが、延期したことは事実であつたと考えております。そういうこともあつたので、日本としては譲歩するところは譲歩してあるのだ、そういうこともあつたのだ、今この一例を引いて申し上げたまぐるの関税問題は、公海の自由をアメリカが認め、そしてこれによつて産業の發展を認め、経済の自立態勢を持つて行こうとする御意圖に對しましては、非常に敬服するのでありますけれども、その反面に關税においてこれを押えるといふことは、その政策は非常に矛盾しているのではないかと考える次第であります。こうしたような大きな問題は、ただいま申し上げましたように、ただいま

くろだけのその線とどまることはないか。その一角からこの政策はくずれるといふふりになりますれば、日本の自立経済に及ぼす影響は今後相当大きいだろうと存じますので、この際大蔵大臣としての、この問題に對する御意見を拜聴いたしたいと存じます。

○池田國務大臣 まつたく同感でございます。われ／＼といたしましては、この関税政策もできるだけ自由貿易の線に沿つて行きたい。特別の場合に保護政策をやるべきであるといふふうに考えておるのであります。これは各國と相關關係にあるものでございまして、今お話のような趣旨で各國とも進んでもらふように、外交關係を通じて努力すべきだと存じます。まぐるが今問題になつておりますが、陶器その他のもも問題にならぬときまづつては、わけてはございませぬ。全般的に國際的に有無相通するといふ方針で各國が行くように、こちらから懇請あるいは協力すべきだと考えております。

○夏堀委員 ただいまの大蔵大臣の御答弁によつて、私どもの考えておる線と同一であるといふことがはつきりいたしましたのであります。この問題は政府としても、特段の御考慮を払つて、何かの形において協力してもらふ方法をとつていただきたい。先ほど申し上げましたように、国会としてもこの問題を取上げて善処する上に、委員長として特段の御処置をお願いしたい。これをあらためて申し上げておきます。

もう一点、この間銀行局長に私の意見として申し上げたのですが、今本委員会に政府案として提案になつております長期信用銀行、開發銀行の一部改

正法案、この改正法案に關連して、あらためて大蔵大臣に申し述べ、承るつもりであります。また今の開發銀行が発足しない前に、私司令部に参りましたときに、司令部のこの所管の方々に對して、いろいろ懇談いたしました際に、開發銀行のような銀行を設置することはないへん望ましい、こういうことを申し上げまして、そのときに日本の未開發の土地を開發する意味において、そういう銀行を設置することを非常に急速にやつてほしいのだが、政府でもそのようなことをお考えになつておるから、あなたの方でもつと政府を鞭撻して、これを急速に持つて行くことがたいへんよいこと、じやないかと、こう申したことがございまして、これはそのときの私の感じでありましたけれども、各地区の資源の開發、そういう方面に相當力を注がなければならぬ、じやないかといふことの意味にも、そのときは承つたのであります。けれども今は別にその人がおるわけでもありませんし、独立國家としての建前から独自の立場において、自主的にその方法の構想とその立案を持つて行かなければならぬのであります。それはまあその通りでありまして、ただそのうした期待を持つておつたのであります。したが、その後発足した開發銀行は、未開發の資源開發もその目的の中にはあるでありますが、それはたいへん産業に集中されておる。それはたいへん集中して、日本の産業を急速に發展させる原動力はここから生れるのであるから、けつこうなことはありますけれども、しかしそうかといつて、未開發の資源開發といふそういう線を監視

することは、これは政策上どうかと思
います。よつて開発銀行の支店設置あ
るいはそれに関連して長期信用銀行、
これは若干その性格が違つてありまし
ようけれども、肩がわり及び長期資金
を貸し出すという意味において、大き
な似寄つた点もあります。こうした面
を長期信用銀行の本店あるいは開発銀
行の支店——私は地区のことは申し上
げません。全国をにらみ合せて未開発
の地方を開発する意味において、そう
いうようお考えを一段と御考慮に入れ
て、未開発産業のその地方の開発を進
めていただきたい。これを強く大蔵大
臣に申し述べた次第であります。資金
の問題で困難であるということもお
考えになりましようが、なるほどそう
でありましよう。しかしこれも賢明な
政治家の大蔵大臣のことでありま
すから、そのこの面に対してもびくつ
くようなことはない、やればやれること
であろう、こう存じますので、私の今申
し上げたことは、もしそれが適正な意
見である、と、こうお考えであれば、その
点も今後の開発の面を強くひとつ案
の中に取入れて、銀行を指導するよう
にしていただきたい。これを申し上げ
る次第であります。また答弁をお伺い
しないうちに自分かつてな意見を述べ
て、そうせよ、と、ということもどうか
と思ひますけれども、私がいつも申し
上げるように、いわゆる国会議員とし
ての立場において、憲法の十三條、十
四條を今ひつぱり出すわけにはありま
せんけれども、これをやはり国政の上
において調整しなければならぬとい
うことは、厳然たる事実であると思ひ
ます。この間申し上げたけれども、ある
地区においてはこのころは娘の身売り

が非常に多くなつて来た。これは人
道問題である。これも一片のりくつであ
ると申せばそれまででありますけれど
も、娘に身売りをさせて生活しなければ
ならぬといふことは、これは確かに
人道問題であり、そして一方は恐る
べき資本主義の発達によつて——経済
の発展はけつこうなことでありますけ
れども、その極端ぶりがあまり強過ぎ
ると、いわゆる国民の輿論と申しまし
ようか、そうした面も相当やはり考え
なければなりませんので、そうした点
についての多少の調整はやつて行かれ
ることが政府のとるべき道ではない
か、こう考える次第であります。か
つてなりくつを申し上げましたが、これ
に対して、それは反対であるとおつし
やるか、養成であるとおつしやるか、
いづれかこれに対する御意見をこの機
会に承つておきたいと思ひます。
○池田田務大臣 まことにござい
ます。ただ問題は、開発銀行が資金量
点から、どの程度まで夏堀委員のおつ
しやるようなところまで手が伸ばされ
るか、資金量の問題と時期の問題と
ありますが、われわれといたしまして
は、今のお話のような点は、片一方で
農林漁業資金として相当開発資金に含
めようとも実は考えておるのでござ
います。開発銀行の方と、農林漁業
資金特別会計等、地方の産業開発を
計画しておる次第でございます。今後
開発銀行におきまして、できるだけ
資金をふやしまして、お話のような点
にも進んで行きたいと考えておりま
す。

○夏堀委員 農林漁業資金においてカ
バーする。それはその通りであります
よう。けれども、農林漁業資金は本年
は二百億程度であります。これは全国
的にその申請によつて処理されるので
あるが、今私が申し上げたような特別
のいわゆる未開発産業の開発的なもの
は、どの程度その恩恵にあずかるかと
いへば、これは少い。御方針としては
われわれ、けつこうと思ひますけれど
も、具体的に言つて、それは大したも
のじやないといふことになるのではな
いだろうか。そこで、あえて原始産業
を固持するわけではありませんが、原
始産業に加えて未開発の産業を開発す
ることによつて、地方民の経済力があ
る程度向上することは当然であろうと
思ふのです。今御答弁になつた農林漁
業の御方針はごもつともでありませ
けれども、しかしそれは全国的な問題
で、私の申し上げた趣旨にびつたり来
ないおそれが多分にあると思ひます。
今申し上げた金融は、財政面において
考へることがほんとうであらうと思
ひますが、開発銀行、長期信用銀行の
法案が今出ておりますので、この金融
政策の上においても特段の御考慮を払
つてほしい、こういうことをお願いす
る次第であります。

○佐藤委員 ちよつと諸君に申し上
げます。大蔵大臣は内閣委員会に御出
席になることになつておるようで、た
いへん急いでいるのであります。さ
ら、きょうは大蔵大臣に対する質問は
この程度で打切つていただきたいと思
ひます。——深澤義守君。
○深澤委員 貸付信託法について質
問いたしますが、最近政府は資源の開
発、資源の開発といふことで、大分い
ろいろな法案を出しているのでありま
す。非常に龐大な電源開発というよう
な計画をされておるので、その資金の
かき集めにあらゆる手を使わなくちや
ならない、こういうような立場に置か
れているんじゃないかと思ふのです。
そういう立場からこの貸付信託法も大
体出て来たのだというふうにあれ、
は考へるわけですが、大体この貸付信
託法というものがつづられたその根本
的な要請は一体どこにあるのか。一般
投資者といふか、一般投資者にこうい
う要求があつて出て来たのか、それと
も政府自体が、資源開発資金等のかき
集めのために、こういう形をひとつ集
めようじやないかといふことで出て来
たのか、それとも政府の政策の上から出
て来たのか、その点をまずお伺いして
おきたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 この貸付信託法
の趣旨は、先般御説明申し上げました
通り、零細な資金をしかも長期的な資
金をいろいろな形で蓄積いたして参り
ます。一つの手法として、この制度を
つくつたわけでありまして、それにあ
せてその集まつた資金を産業開発のた
めの必要な資金に充てる、こういう目
的のできておるわけでありまして、も
ちろん政府の政策としてこういう案を
御提案申し上げたのであります。その
裏はやはり一般の投資者が、できる
だけ投資の魅力を感じて投資が自発的
にできるような道を開いて行く。これ
には何も貸付信託だけが唯一の方法で
はないのであります。いろいろな方
法の一つの方法として、投資者がその
好みに従つて、こういう制度が非常に
いいならば、資金蓄積の方法としてこ
の制度を使おうといふことに相なるか
と思ふのであります。そういう促進
の方法としてこの法案を御提出申し上
げておる次第であります。
○深澤委員 現在いろいろな投資の方
法があるのであります。たとえば国民
貯蓄債券の問題もありませんし、無
記名定期預金の問題もありません。それ
から証券信託の方法もあるものでありま
すが、この貸付信託がそれらのものよ
りも非常に魅力を持つて、大衆がこれ
に投資するといふ特質が一体どこにあ
るのか。その点を私はひとつ、銀行局
長が何か特別の魅力があるように申さ
れたので、その魅力のある点を御説明
願ひたいと思ふのであります。
○河野(通)政府委員 まあいろいろな
方法が——やはりみんな国民の方々が
好みに従つて資本の蓄積をやらされる
わけなんです。その一つの手法として
この制度を考えたと思ひます。ほかに
この方法よりも特に一般的に魅力
があるといふものではありませ
んが、この制度は先般の国会で通過
いたしました証券投資信託と、やはりよ
く似た制度になるわけなんです。信託の方式
を利用しながら、その受益権を有価証
券化する。しかもその有価証券は無記
名の有価証券とする。そういう形が
長期信託の場合には、その受益権の内
容が株とか有価証券になるわけであり
ますが、この貸付信託におきまして
は、その受益権の内容が緊要なる産業
に対する長期の貸付金という形に相
なるわけでありまして、そこにおの
特色を生かして、好みに従つて資金の
蓄積を促進して参りたい、かような趣
旨であります。
○深澤委員 それで今までおそらく御
答弁になつておられると思ふのです
が、大体利率関係はどんなふうになつ

ておりますか。

○大月政府委員 大体資金蓄積の手段としては、銀行預金がございますし、一般の合同運用の金銭信託がございますし、それから一般の社債なりあるいは金債なりというのがございます。この貸付信託は、そのうちのどの辺にあるというように考えておるかと思します。大体におきまして預金と金債との間に位置するものであると考えております。従いましてこの貸付信託の利率につきましても、もちろん建前は実績配当ということでございまして、何分何厘と今からきめるわけには参らないうわけでございますが、ちょうど預金と金債との間にならうか。具体的に申し上げますと、七分一、二厘のところから、五年ものいたしまして九分一、二厘、そのくらいのところを今のところ考えております。

○深澤委員 それではとも大衆の投資を誘発する魅力にならないと私は思うのです。現在民間には月二分、三分という配当を予定いたしましたして、この投資信託—そういう形の投資信託法に基くものでないが、たとえて言えは保全経済会のごときは、そういう形で月二分、三分の配当というふうな形で、十億に余る金を集めているというのが存在するのであります。従つてこういう法律が出て、特別な魅力を感じて、この投資信託によつて大衆の投資を誘発するということは私はおそらくできないと思つておられるか。そういうふうな場合に考えておられるか。それからもう一つは、この投資信託によつてどのくらいの投資額を集めることができるの見込みを持つておられるのか、その点を伺いたい。

○河野(通)政府委員 この問題は結局程度問題だと思つておられます。一般の正常な金融機関以外のルートでいろいろ高い配当等が行われておりますことは、今御指摘の通りであります。別にそれらと同じペースにおいて資金蓄積の競争をする必要はないと思つておられます。現在一般の正常な金融機関におきましては、大体預金にいたしましては、金債にいたしましては、御承知のような一定のレートがあるわけでありまして、これらと比較いたしまして、正常な金融機関のルートを通じての資本蓄積の範囲内におきましては、やはりこれは一つの特色を持つたものというのでありまして、保全経済会とかがいふ／＼言われましたようなそういうものの資金を集める道、それがつけておられますような配当、それと競争して、この貸付信託の資金の集め方を進めて行くというふうには、私もは考へておらぬわけでありまして。

第二点のお尋ねは、大体どの程度を本年度考へておるかという話であります。現在のところでは大体五、六十億くらい、とりあえず本年度としてはこれによつて資金が集まるのではないかとおぼやかしております。これは大体の見通しでございますから、はつきりしたことは申し上げられませんが、大体そういうところになるのじやないかという程度に考へておられます。

○深澤委員 ざつとばらんに申し上げますが、これは大体電源開発の資金として予定されて集めようということですか。

○河野(通)政府委員 電源開発とは限つておりません。あるいは重要産業のうち造船等の関係の資金でありますか、あるいは石炭等の採掘のための資金、これらの資金についても、信託会社におきましてこれらを適当とするようなものでありますならば、この第一條の目的に入ります範囲におきまして考へて参りたいと思つておられます。ただ目下のところ信託会社が計画いたしてありますものは、大体やはり電源関係の電気事業者に対する長期資金の貸付というものを、対象にして考へているようであります。まだこれは具体的に申請が参つておりませんので、はつきりしたことは申し上げられませんが。

○小山委員 貸付信託についてはいろいろ質問が出て来たのでありますが、一、二確かめておきたいので質問いたします。信託証券の買入もどしの制度を認めておるのでありますが、これは約款にその旨を載せるといふ方針でお進みになるのか、それとも買入もどしは原則としてやらぬという方針でお進みになるのか、行政上の方針はどういうおつもりでありますか、伺つておきたいのであります。

○大月政府委員 この貸付信託の制度におきまして、信託会社が場合によつてはこの受益証券を買つてもいいという制度は、これによりまして換金の必要の起りました投資者に対して、便宜を与えるという意味でございます。従いまして、建前といたしましては、どん／＼この受益証券が売れて行くというところでございまして、需要は幾らでもあるということになりまして、買入もどしの請求も非常に少いであらう。しかも流通性もございまして、別に信託会社に売らなくてもお互いにさばき得る、こういうことになると思つておられます。従いまして、建前といたしましてはなるべく買わないで、どん／＼広く投資者の方に広がつて行くことを希望いたしております。ただそういう不時の必要のある場合に、この制度を設けておかなければすぐにも困るというふうな人があつた場合に不都合だ、こういう趣旨でございます。

○小山委員 この買入もどしについては、約款上は無制限に買入もどしをすることになつておりますか。一定の制限をすることになつておりますか。

○大月政府委員 この制度の趣旨といたしましては、制限を設けないつもりでございます。

○小山委員 ある会社には買入もどしを認め、ある会社には買入もどしを認めない—認めるという用語がいろいろありますが、ある会社の約款は買入もどしを認めることになつておる、ある会社はその買入もどしを認めないということになりまして、ある会社は資金の分量がフルに動くし、ある会社はある程度差引いた資金で動くというふうなことになつて来るといふような傾向は生じませんか。

○大月政府委員 かりに信託会社がこの受益証券を買入もどししても、その立場からいたしまして、一受益権者の立場においてその証券を持つておるにございまして、そしてその運用につきましましては、受託者としたしまして金額を運用いたしておるわけでございます。それから、一般の配当にはいささかも影響はない、経理は固有勘定の分と信託勘定の分と判然と区別することになつておりますので、影響は全然ございませ

○小山委員 次には損失補填の約款を認める制度ができておるのであります。今申しましたように、ある会社の場合には損失補填の約款がついておる、他の会社には損失補填の約款がついていない。損失補填の約款がつきますと、どうしても損失を補填するためのあるリザーブをとらなければならぬ。従つて配当率が違つて来るといふ問題が起るかと思つておられますが、この点は会社の申請によつて、ある会社は損失補填の約款をつけた。従つてたとえは手数料を幾らとりたいたいという希望があり、ある会社にはそれがなないために手数料が少いというふうなことで、配当率には甲と乙との会社の間に、おのづからその面から来る差があつてもよろしいというお考えでありますか。あるいはこれは均一でない証券の売れ行き上困りはないかという問題はお考へになつておらないか。

○大月政府委員 この損失補填契約をつけるかどうかという問題は、元本に対する安全感をどのくらい投資者に与えるかという問題だと思つておられます。従いまして、今の御質問にもございましたように、安全性はあるけれども、もし損失補填契約をいたしますと、一定のリザーブをとらなければいけない。そういう意味において、実績の利益配当の面においては制約が多い、こういうことになつておると思つておられます。従いまして、信託会社の判断といたしましては、収益率は少くとも安全度の高い方が売れやすいか、あるいは若干元本について補填しないという形式的な危険性はあつても、収益率の高い方が売れやすいか。これは一つの営業政策として考へ

らるべきものであらうと思ひます。従
いまして、かりにAという信託会社が
損失補填契約をつけたい、Bという会
社はつけないといふこととで参りま
しても、それは監督の立場から申しま
すれば、自由にまかしておきたいと思
ひます。ただ制度の建前といたしまし
て、信託というものは本来損失補填契
約なしに、直接本人が投資するかわり
に、受託者として運用してやるという
のが本来の姿でございますので、指導
の気持といたしましては、できるだけ
損失補填契約をつけないでやつてみる
ということから、始めさせたいと思つ
ております。

○佐久間委員 たいだいま議題となつて
おります法案中貸付信託法案につきま
しては、すでに質疑も盡されたと思わ
れますので、この際質疑を打切り、討
論を省略して、ただちに採決に入られ
んことを望みます。

○佐藤委員長 たいだいまの佐久間君の
動議のごとく決定するに御異議ありま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議ないようであり
ますから、貸付信託法案につきまして
は、佐久間君の動議のごとく、質疑を
打切り、討論を省略して、ただちに採
決に入ることといたします。

これより貸付信託法案を議題として
採決をいたします。本案を原案の通り
可決するに賛成の諸君の御起立を願ひ
ます。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 起立多数。よつて右案
は原案の通り可決されました。

なお本案に関する委員会報告書の件
につきましては、委員長に御一任願ひ

たいと思ひます。

○佐藤委員長 次になつてお諮りい
たします。たいだいま本委員会におきま
して審査中の長期信用銀行法案及び国
立病院特別会計所属の資産の譲渡に関
する特別措置法案の両案につきまして
は、まだ種々論議の余地があると思わ
れますので、それ／＼利害関係者また
は学識経験者を参考人として招致し、
その意見を聴取したいと存じます
が、この点御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議ないようであり
ますから、さよう決定いたします。な
お参考人の選定等につきましては、委
員長及び理事に御一任願ひたいと存じ
ます。

次会は明二十一日午後一時から開會
することといたしまして、本日はこれ
にて散會いたします。

午後零時二十八分散會

〔参照〕

貸付信託法案(内閣提出、参議院送
付)に関する報告書

(都合により別冊附録に掲載)

昭和二十七年五月二十六日印刷

昭和二十七年五月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所